

奈良市子どもセンター前屋外広場ネーミングライツスポンサー事業者

募集要項

民間企業等との協働により、本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的として、奈良市子どもセンターに隣接する屋外広場に対して、法人名、商品名及びブランド名等を冠した愛称を命名していただくネーミングライツ事業について、「奈良市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に基づき、次のとおりネーミングライツスポンサーを募集します。

1 ネーミングライツ対象施設等について

(1) 対象施設等

- ・「奈良市子どもセンター前屋外広場」（奈良市柏木町 263 番地の 2）

ネーミングライツとして募集する名称は施設の「愛称」であり、関係条例等に規定する施設名称の改正は行いません。

なお、本ネーミングライツは「奈良市子どもセンター」本体ではなく、その前面屋外広場を対象とするものです。屋外広場と子どもセンター本体を併せた愛称とすることはできません。

(2) 対象施設等の概要

- ・所在地 奈良県奈良市柏木町 263 番地の 2（奈良市子どもセンター敷地内）
- ・供用開始 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日
- ・面積 約 1,400 m²
- ・施設概要

奈良市子どもセンターに併設された未就学児向けの屋外遊び空間であり、芝生や起伏を活かした安全性に配慮した広場として整備されています。

・主な特徴

身体を動かして遊べるエリアと、乳幼児向けの静かな遊びエリアを分けたゾーニング構成としています。

・利用形態

予約不要で自由に利用可能な無料施設です。

・対 象

主に乳幼児及びその保護者です。

(3) 募集名称の設置箇所

愛称看板の設置箇所は屋外広場内の 2 箇所を想定しています。具体的な設置場所、表示面積、仕様等については、優先交渉権者決定後に本市と協議のうえ決定するものとします。

なお、設置にあたっては、本要項 3 (3) 愛称看板の制限及び (4) 屋外広告物の許可手続き等の規定を遵守することとします。

(4) 施設・周辺の利用状況 (参考)

本対象施設の隣接施設は、年間を通じて多くの市民・親子連れに利用されており、ネーミングライツスポンサーにとって高い周知効果が期待できます。隣接施設及び直近の利用状況は次のとおりです。

・にじいろ (子育て広場&キッズスペース) : 年間【市内 R7 : 30,246 人、R6 : 30,163 人】
【市外 R7 : 15,549 人、R6 : 18,058 人】

・柏木公園キッズパーク : 子ども向け遊具を備えた公園エリア
(自由利用施設のため利用者数は未集計)

・柏木公園スポーツ施設 (球技場・テニスコート) : 年間【R7 : 26,044 人、R6 : 26,855 人】

※いずれも本対象施設に隣接

2 募集の概要

(1) 応募資格

別に定める「奈良市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に沿って「施設特定募集型」での募集とするものとし、ネーミングライツスポンサーとして本市と契約を希望する法人とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する業種または事業者は応募することができません。

なお、本対象施設は乳幼児・児童を含む子どもの利用が中心となる施設であることから、青少年の健全な育成の観点から、応募業種について特に厳格に運用します。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種

- ② 消費者金融
- ③ 商品先物取引に関するもの
- ④ たばこの製造又は販売業（電子たばこ等を含む）
- ⑤ 酒類の製造又は販売業（酒類を主たる商品とするもの）
- ⑥ ギャンブル又は賭博に係るもの（公営競技を含む）
- ⑦ 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- ⑧ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
- ⑨ 探偵事務所等の調査会社
- ⑩ 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ
- ⑪ 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業
- ⑫ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- ⑬ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑭ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同法第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体ならびにそれらの利益となる活動を行う者
- ⑮ いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- ⑯ 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止や行政処分等を受けている企業等
- ⑰ 市税を滞納している事業者
- ⑱ 青少年の健全な育成に著しい悪影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの
- ⑲ その他市長が不相当と認めるもの

(2) 応募条件

① 募集金額

年額 金 500,000 円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、契約初年度については、愛称使用開始日の属する月から当該年度末（3 月 31 日）までの月数に応じた月割額とします。

② 愛称使用開始日

令和 8 年 10 月 1 日から

ただし、審査の状況により、使用開始日が遅れる場合があります。

③ 愛称使用期間

愛称使用開始日から 5 年以上 10 年以内の期間（毎年 3 月 31 日を以って 1 年とする）

④ 納付方法

毎年度ごとに本市の指定する期日までに各年度分を納付

⑤ その他

利用者の混乱を避けるため、愛称使用期間内の「愛称」は変更できません。

3 ネーミングライツ付与の条件

(1) 愛称

対象施設等の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。

ただし、一般に理解しやすいもので、日本語又は英語アルファベット（もしくはその両方）を使用するものとします。法人やブランドのロゴマーク等も使用できます。

ネーミングライツの付与を決定する場合において、愛称が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ネーミングライツを付与しないものとします。

- ① 法令等に違反するもの
- ② 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ③ 人権侵害となるもの
- ④ 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの
- ⑤ 良好な景観又は風致を害するもの
- ⑥ 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの

- ⑦ 青少年の健全な育成の観点から適切でないもの
- ⑧ 子ども・保護者等の利用者に不安や恐怖を与えるおそれがあるもの
- ⑨ 暴力的、扇情的又は反社会的な印象を与えるおそれがあるもの
- ⑩ 著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるおそれがあるもの
- ⑪ 当該名称に係る事業の内容を本市が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれがあるもの
- ⑫ 社会問題についての主義主張に関するもの
- ⑬ 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
- ⑭ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ⑮ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
- ⑯ 個人の氏名
- ⑰ 奈良市以外の地域を連想させ、誤認を招くおそれがあるもの
- ⑱ 施設の管理・運営に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ⑲ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

(2) 愛称の表示条件等

- ① 愛称看板の設置箇所は屋外広場内の 2 箇所を想定しています。具体的な表示場所、表示面積、大きさ、仕様、箇所数等については、本要項 3 (3) 愛称看板の制限（特に③「面積に関する制限」）及び (4) 屋外広告物の許可手続き等の規定を遵守し、優先交渉権者決定後に本市と協議のうえ決定するものとしします。

設置に係る費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。

全ての表示は、原則として契約終了後に原状回復とします。

- ② 愛称看板等の意匠・構造・設置方法等については、子どもが安全に利用できる屋外広場としての性格を踏まえ、本市と協議のうえネーミングライツスポンサーにおいてご検討いただきご提示願います。

- ③ 愛称看板等の設置にかかる設計費、作成費、工事費、電気代等の維持管理費及び愛称使用期間終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツスポンサーの負担とします。

また、屋外広場外の表示変更については、関係機関と協議の上、ネーミングライツスポンサーが行うこととします。

- ④ 「奈良市広告掲載要綱」及び「奈良市広告掲載基準」に基づき奈良市ホームページ等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設の愛称を表示します。また、パンフレットなどの印刷物については、残部数や改定時期等を考慮し、スポンサーと協議の上変更時期を決定するものとします。
- ⑤ 隣接する柏木公園は奈良市都市公園条例上の禁止物件に該当するため、当該公園敷地内に愛称看板等を設置することはできません。
- ⑥ 屋外広告物の設置に係る許可申請等について、当該手続はネーミングライツスポンサーにおいて行うものとし、申請の前にあらかじめ本市と協議してください。なお、屋外広告物の許可期間は最長3年であるため、愛称使用期間が許可期間を超える場合は期間中に更新手続を行う必要があります。

(3) 愛称看板の制限

奈良市子どもセンター前屋外広場は、子どもの利用を主体とする施設であり、また周辺環境との調和も求められるため、愛称看板等の大きさや色彩等について、奈良市屋外広告物条例及び以下の制限を設けていますのでご注意ください。

なお、当該広場は奈良市屋外広告物条例上、「一般区域」及び「第4種禁止地域（JR線路から概ね1km以内の範囲）」に区分されています。

①【美観に関する制限】

- ・周辺環境に調和した色彩と意匠のものとしてください。
- ・子どもの目線に配慮し、過度に刺激的な色彩・図柄・表現は使用しないでください。
- ・イルミネーション・ネオンサイン・サーチライト等は使用しないでください。

②【安全性・危険防止に関する制限】

- ・子どもが接触するおそれのある箇所では、鋭利な角・尖った突起物等のない構造としてください。
- ・容易に腐食、破損しない構造にしてください。

- ・風、雪、雨又は振動等により倒壊又は落下しないよう堅固に設置するものにしてください。
- ・遊具・避難経路等の利用、視認性を妨げないものとしてください。
- ・信号機や道路標識の効用を妨げないものとしてください。
- ・一般交通の用に供する道路上に設置しないでください。

③【面積に関する制限】

- ・当該屋外広場は奈良市屋外広告物条例上の「第 4 種禁止地域」に該当する箇所を含むため、看板 1 個あたりの表示面積は 10 m²以下とする必要があります。
- ・看板の設置場所、箇所数、仕様等については、上記の面積制限の範囲内で本市と協議することとします。

④【設置場所に関する制限】

- ・建物の屋上、子どもの遊具上部等、安全管理上不適切な場所には設置しないでください。

⑤【色彩に関する制限】

- ・「一般区域」に該当する箇所においては、色相・彩度に関する制限を遵守してください（地色の明度に関する制限はありません）。
- ・「第 4 種禁止地域」に該当する箇所においては、色相・彩度に関する制限に加え、地色の明度に関する制限を遵守してください。
- ・具体の数値・基準は奈良市屋外広告物条例によるものとし、設計に先立ち本市と協議してください。

(4) 屋外広告物の許可手続き等

- ① 愛称看板設置については、奈良市屋外広告物条例、景観法その他関係法令を遵守すること。
- ② 許可申請の主体は、看板の設置・管理責任者によります。ネーミングライツスポンサーが看板の管理者となる場合は、スポンサーにおいて申請手続を行うものとします。
- ③ 屋外広告物の許可期間は最長 3 年です。愛称使用期間が許可期間を超える場合は、期間中に更新手続を行う必要があります。
- ④ その他看板の表示内容、仕様及び設置位置等は、設置に先立ち、本市（屋外広告物所管課を含む。）と事前に協議することとします。

(5) 提案について

スポンサーメリットとして施設の魅力向上や地域活性化につながる提案【様式 2 の 6 欄】をしてください。

例えば、「施設で活用可能な製品等物品の提供」、「子ども向けイベント・体験プログラムの企画や協賛」、「子育て支援に資する地域貢献活動の実施」等が挙げられます。

なお、提案にあたっては、可能な範囲で次の項目を明記してください。

- ・開催規模(想定参加人数等)
- ・開催場所(施設名等)
- ・開催期間
- ・提案内容実施による地域活性化・地域貢献との関連性
- ・想定・期待される効果

ただし、子どもの安全・健全な育成の観点から、内容によりご要望に応じることが出来ない場合があります。

- ・提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・様式 2 の 6 欄に提案を記載する場合は、提案内容の詳細がわかる参考資料（事業計画書、企画書、参考実績、イメージ画像等）を併せて提出してください。
- ・軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。
- ・提出された提案書等は返却いたしません。
- ・提案書に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

4 現地説明会

本募集に関する、現地説明会を次の日程で実施します。

日 時：令和 8 年 6 月 23 日（火）午前 10 時

集 合：奈良市子どもセンター エントランス

- ・応募に際して、説明会への出席は必須ではありません。
- ・参加を希望される方は、令和 8 年 6 月 19 日（金）までに、問い合わせ先へ必ずご連絡下さい。
- ・参加希望者が不在の場合は説明会の開催はありません。

5 質疑応答

本募集に関する質問については、指定の質問票【様式 5】に記入のうえ、令和 8 年 5 月 28 日（木）～令和 8 年 6 月 25 日（木）の期間、問い合わせ先のメールアドレスにて受付します。メールのタイトルを「ネーミングライツに関する質問」として送付してください。回答は順次、市ホームページに掲載します。

6 ネーミングライツスポンサー募集期間

令和 8 年 5 月 28 日（木）から令和 8 年 7 月 16 日（木）まで

7 申込み方法等

「奈良市子どもセンター前屋外広場ネーミングライツスポンサー等申込書」等をダウンロードして、必要事項を記入し、その他必要書類を添付のうえ、原本 1 部及び写し 1 部を提出してください。なお、提出書類は返却しません。

【提出書類】

- ① 奈良市子どもセンター前屋外広場ネーミングライツスポンサー申込書【様式 1、2】
- ② 愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要のわかるもの
- ③ 誓約書【様式 3】
- ④ 会社概要及び直近 3 カ年の決算報告書
- ⑤ 役員名簿【様式 4】
- ⑥ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑦ 市税にかかる納税証明書（直近年度分）

※申込書（様式 1 及び様式 2）が複数枚にわたる場合は、各葉間に割り印を押印してください。

※印鑑証明書（法人の代表者印）は、優先交渉権者決定後に別途ご提出いただきます。

【申込方法】

上記提出書類一式を、奈良市子ども安心課（〒630-8031 奈良市柏木町 263 番地の 2）まで持参または送付してください。（送付の場合は、募集期間到着分のみ有効）

※持参の場合の受付時間 9:00～12:00 及び 13:00～17:00（土日祝日を除く）

※送付の場合の宛先

〒630-8031

奈良市柏木町 263 番地の 2 奈良市子ども安心課

送付封筒に「ネーミングライツ申込書在中」と記載してください。

8 選定方法

(1) 奈良市が別途設置する奈良市ネーミングライツ審査委員会において、提出書類の内容を踏まえ、スポンサー事業者としての適格性や提案金額等について審査を行い、以下の審査項目及び審査のポイントに沿って、総合的に判断しネーミングライツスポンサー候補を優先交渉権者とします。

《審査項目及び審査のポイント》

① 応募団体

【ポイント】

- ・応募資格は適正か
- ・応募団体の経営は健全か など

② 応募の趣旨

【ポイント】

- ・本市のネーミングライツの目的に沿っているか
- ・子どもの健全育成・子育て支援に資する観点を有しているか など

③ 愛称案

【ポイント】

- ・市民、特に子どもや保護者にとって親しみやすいか、分かりやすいか
- ・施設等の管理運営に支障が生じないか
- ・子どもの利用施設の愛称としてふさわしいか など

④ ネーミングライツの対価

【ポイント】

- ・応募金額は妥当か

・市の負担経費と比較して妥当か など

⑤ 導入の期間

【ポイント】

・安定したネーミングライツ運用が図られる期間か（5年以上）

⑥ 施設等の魅力向上、地域活性化につながる提案

【ポイント】

・導入施設等にふさわしい内容か（子ども・子育て支援との親和性）

・実現可能な内容か など

⑦ スポンサーメリット

【ポイント】

・施設等の設置目的や関連法令等に適合する内容か など

⑧ その他、審査において必要な事項

(2) 優先交渉順位の決定後、優先交渉権者と協議を行い、本市及び優先交渉権者双方の合意がなされたのち、正式にネーミングライツスポンサーとして契約を締結します。交渉の結果、合意の可能性がないと市が判断した場合や協議が成立しない場合は、当該優先交渉権者との協議を打ち切り、優先交渉順位で次点につけている者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとしします。

なお、優先交渉権者に決定した者は、契約締結に先立ち、印鑑証明書（法人の代表者印・発行から3か月以内のもの）を本市に提出するものとしします。

(3) 決定したネーミングライツスポンサーについては、奈良市のホームページ等を通じて公表します。なお、応募内容及び選定結果等については、奈良市情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。

9 ネーミングライツスポンサーの候補者資格・決定の取消、契約の解除

ネーミングライツスポンサーの候補者資格を得た後、もしくはネーミングライツスポンサーに決定した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合（特に、子どもの利用施設として相応しくない事案が発生した場合を含む。）など、ネーミングライツスポンサー

として適当でないと認められるときは、市はネーミングライツスポンサーの決定の取消し及び契約の解除をできることとします。

その場合、原状回復に必要な費用は応募者または現行ネーミングライツスポンサーの負担とします。

1 0 申込みの無効

応募申込書を提出後、応募資格が無いことが判明した場合は、申込みを無効とします。

1 1 問い合わせ先

〒630-8031 奈良市柏木町 263 番地の 2

奈良市子ども安心課

TEL : 0742-93-6595 (直通)

E-mail : kodomoanshin@city.nara.lg.jp